

○桶川市日中一時支援事業実施要綱

平成18年10月11日

告示第183号

改正 平成23年4月1日告示第76号

平成25年3月29日告示第94号

平成26年4月1日告示第81号

平成26年9月29日告示第221号

平成27年6月3日告示第116号

(目的)

第1条 この要綱は、障害者（児）（以下「障害者等」という。）の日中における活動の場を確保することにより、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の確保を目的とする。

(実施主体)

第2条 桶川市日中一時支援事業（以下「事業」という。）の実施主体は、桶川市とする。

(事業の内容)

第3条 この事業の内容は、日中において障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等の必要な支援（以下「サービス」という。）を行うものとする。

(事業者)

第4条 事業を実施することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「事業者」という。）とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第25項に規定する地域活動支援センターの設置者

(2) 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者

(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者

（平成25告示94・平成26告示81・平成27告示116・一部改正）

（事業者登録）

第5条 事業を実施しようとする事業者は、様式第1号の日中一時支援事業事業者登録申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業の実施に関し事業者が取得している資格等が明らかとなる書類の写し

(2) 職員の有する資格等の記載のある職員名簿

(3) 傷害保険加入証書の写し

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査し、登録の適否を決定したときは、様式第2号の日中一時支援事業事業者登録決定・却下通知書により、当該申請をした事業者に通知するものとする。

（平成27告示116・一部改正）

（対象者）

第6条 サービスを受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものであって、かつ、市長が利用を適当と認めたものとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

(2) 埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）に基づく療育手帳の交付を受けている者

(3) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法第12条に規定する児童相談所において知的障害と判定された者

(4) 医師により発達に障害があると診断された者

(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）別表に掲げる特殊の疾病による障害により継続的に日常生活及び社会生活に相当な制限を受ける程度である者

（平成26告示81・一部改正）

（利用登録手続）

第7条 サービスを利用しようとする者は、様式第3号の日中一時支援事業利用登録申請書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、速やかに別表に掲げる区分認定を行うとともに、内容を審査し、利用の可否を決定したときは、様式第4号の日中一時支援事業利用登録決定・却下通知書（以下「決定通知書」という。）により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 前項の規定による利用登録決定の有効期間は、利用登録決定のあった日から当該登録を受けた日以後における最初の9月30日までとし、翌日に更新するものとする。

4 利用登録決定を受けた者（以下「利用者」という。）が、サービスを利用しようとするときは、決定通知書を登録事業者に提示し、登録事業者に直接依頼するものとする。

（利用登録の取消し）

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条に規定する利用登録決定を取り消すことができる。

(1) この事業の対象者でなくなったとき。

(2) 不正又は虚偽の申請により利用登録決定を受けたとき。

(3) その他市長が利用を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行うときは、様式第5号の日中一時支援事業利用登録決定取消通知書により、利用者又はその保護者に通知するものとする。

(他の制度との関係)

第9条 ホームヘルプサービス等その他の障害福祉サービスを利用している時間は、本事業は利用できないものとする。

(登録事業者の届出義務)

第10条 登録事業者は、当該登録に係る申請事項に変更が生じたとき、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに様式第6号の日中一時支援事業事業者登録変更・中止届を市長に届け出なければならない。

(利用者の届出義務)

第11条 利用者又はその保護者は、次に掲げる事項に該当するときは、速やかに様式第7号の日中一時支援事業利用登録変更・中止届を市長に提出しなければならない。

(1) 利用者の住所等を変更したとき。

(2) 利用者の心身状況に大きな変化があったとき。

(3) 利用の中止をしようとするとき。

2 利用者又はその保護者は、決定通知書をき損し、又は紛失したときは、直ちに様式第8号の日中一時支援事業利用登録決定通知再交付申請書を市長に提出し、決定通知書の再交付を受けなければならない。

(利用料)

第12条 利用者又はその保護者は、利用料として別表に定める利用者の区分及び次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を登録事業者に支払うものとする。

(1) 利用時間4時間未満の場合 法の規定により、厚生労働省が定

める算定基準（以下「算定基準」という。）に掲げる短期入所サービス費の障害児の基準額の100分の25を乗じて得た額の10分の1に相当する額

(2) 利用時間4時間以上8時間未満の場合 算定基準に掲げる短期入所サービス費の障害児の基準額の100分の50を乗じて得た額の10分の1に相当する額

(3) 利用時間8時間以上の場合 算定基準に掲げる短期入所サービス費の障害児の基準額の100分の75を乗じて得た額の10分の1に相当する額

(利用料の免除)

第13条 市長は、次に掲げる事項に該当するときは、利用料の全額を免除する。

(1) 利用者の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活扶助を受けているとき、又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付を受けているとき。

(2) 利用者が市民税非課税世帯（利用者が18歳以上の場合は本人及びその配偶者、利用者が18歳未満の場合は本人及びその保護者を世帯の範囲とする。）に属しているとき。

（平成25告示94・平成26告示221・一部改正）

(費用の支弁)

第14条 市長は、登録事業者に対し、桶川市日中一時支援事業補助金交付要綱（平成18年桶川市告示第184号）により、サービスの提供に要する経費を支弁することができる。

(登録事業者の遵守事項)

第15条 登録事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよ

- う、事業者ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 登録事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
 - 3 登録事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等及び市長に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
 - 4 登録事業者は、自己の負担において、利用者に係る傷害保険に加入しなければならない。
 - 5 登録事業者は、利用者に対し、その提供するサービスの内容、料金、サービスの提供に従事する職員の有する資格等を明示しなければならない。
 - 6 登録事業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する個人の情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
 - 7 登録事業者は、利用者等への虐待防止のために、必要な措置を講じなければならない。
 - 8 登録事業者は、従業者、経理、利用者へのサービス提供記録等に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保管しなければならない。

(利用者の遵守事項)

第16条 利用者又はその保護者は、決定通知書を他人に譲渡し、又は貸与する等不正に使用してはならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年告示第76号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成 25 年告示第 94 号）

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年告示第 81 号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成 26 年告示第 221 号）

この告示は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年告示第 116 号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第 7 条、第 12 条関係）

（1） 区分

区分	障害の程度
区分 3	①から④の項目のうち「全介助」が 3 項目以上又は⑤の項目のうち「ある」が 1 項目以上
区分 2	①から④の項目のうち「一部介助」が 3 項目以上又は⑤の項目のうち「ときどきある」が 1 項目以上
区分 1	区分 3 又は 2 に該当しない障害者（児）で、①から⑤のうち「ある」、「ときどきある」、「一部介助」又は「全介助」が 1 項目以上
療養介護対象者	重症心身障害者（児）（重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者）に対して提供した場合に適用
その他	医療機関において、医療が必要と認められた遷延性意識障害者等に対して提供した場合に適用

（2） 調査項目

項目	支援度合	判断基準
① 食事	・ 全介助	・ 食事の準備、摂食行為、後片づけについて、

		つききりで介助等の支援を必要とする。
	・一部介助	・食事の準備、摂食行為、後片づけについて、常に見守り等の支援を必要とする。
②排せつ	・全介助	・排せつや失禁の後始末について、つききりで介助等の支援を必要とする。
	・一部介助	・排せつや失禁の後始末について、常に見守り等の支援を必要とする。
③入浴	・全介助	・洗身・洗髪、浴槽の出入りについて、つききりで介助等の支援を必要とする。
	・一部介助	・洗身・洗髪、浴槽の出入りについて、常に見守り等の支援を必要とする。
④移動	・全介助	・目的地に着くまでつききりで手を引くなどほぼ全面的な支援を必要とする。
	・一部介助	・目的地に着くまで見守りや時々声をかけるなど部分的な支援を必要とする。
⑤行動障害	・ある (ほぼ毎日ある)	(1) 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動。 (2) 睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動。
	・ときどきある (週に1・2回以上ある)	(3) 自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為。 (4) 気分が憂うつで悲観的になったり、時には思考力が低下したりする。 (5) 再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作に時間がかかる。 (6) 他者と交流することの不安や緊張のため

		め外出できない。また、自室に閉じこもって何もしないでいる。
--	--	-------------------------------

様式第1号（第5条関係）

日中一時支援事業事業者登録申請書

年 月 日

桶川市長

所在地
申請者 事業者名
代表者名

㊞

次のとおり、日中一時支援事業の事業者登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請者情報	フリガナ 申請者名				
	フリガナ 申請者住所	(〒 -)			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
	フリガナ 代表者氏名				
事業者情報	フリガナ 代表者住所	(〒 -)			
	フリガナ 事業所名				
	フリガナ 事業所所在地	(〒 -)			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
	職員の配置状況	フリガナ 事業所責任者氏名			
		職員数	人（常勤	人・非常勤	人）
	同一事業所で実施している他の事業等				
	サービス提供日・時間帯	曜日	月・火・水・木・金・土・日・祝日		
	利用定員	人			
	主たる対象者	制限なし・身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者			

（添付書類）

- 1 事業の実施に関し事業者が取得している資格等が明らかとなる書類の写し
- 2 職員の有する資格等の記載のある職員名簿
- 3 傷害保険加入証書の写し

様式第2号（第5条関係）

日中一時支援事業事業者登録決定・却下通知書

第 号
年 月 日

様

桶川市長



年 月 日付けで申請のあった、日中一時支援事業事業者登録について、次のとおり決定・却下したので通知します。

1 決定

登録番号	第 号	
申請者	名称	
	住所	
	代表者氏名	
登録決定年月日	年 月 日	
事業者	名称	
	住所	
備考		

2 却下

却下理由	
------	--

様式第3号（第7条関係）

日中一時支援事業利用登録申請書

年 月 日

桶川市長

申請者 住所
氏名 ㊟

次のとおり日中一時支援事業の利用登録を受けたいので申請します。
この申請の決定のため、私の世帯の住民登録資料、税務状況その他について、各関係機関に調査、照会又は閲覧することを承諾します。

申請者	フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日		
	住所	電話番号 ()				
利用登録に係る児童氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日		
			続柄			
身体障害者手帳	有(第 号) 無	療育手帳	有(第 号) 無	精神保健福祉手帳	有(第 号) 無	
難病等病名						
更生相談所、児童相談所等の判定・診断の有無	有 ・ 無 (判定機関名) (判定年月日 昭・平 年 月 日)					
他のサービス利用の状況	障害福祉サービス	障害支援区分	有 ・ 無	区分 1 2 3 4 5 6	有効期間	
		利用中のサービスの種類、内容等				
介護保険	介護保険	要介護認定	有 ・ 無	要介護度	要支援 () ・ 要介護 1 2 3 4 5	
		利用中のサービスの種類、内容等				
支援申請の内容						

様式第4号（第7条関係）

日中一時支援事業利用登録決定・却下通知書

第 号
年 月 日

様

桶川市長



年 月 日付けで申請のあった、日中一時支援事業利用登録について、次のとおり決定・却下したので通知します。

1 決定

決定番号	第 号	有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
決定者	フリガナ 氏名	生年月日	年 月 日
	住所	電話番号 ()	
フリガナ 利用登録に係 る児童氏名		生年 月日 続柄	年 月 日

決定内容	費用負担	
	支援内容	

注意事項	1 日中一時支援事業を利用する際は、この通知書を登録事業所に提示してください。 2 記載事項等に変更があったときには、桶川市長にその旨届け出てください。
------	---

2 却下

却下理由	
------	--

様式第5号（第8条関係）

日中一時支援事業利用登録決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

桶川市長



年 月 日付け 第 号で決定した日中一時支援事業利用登録について、次のとおり取消したので通知します。

決定番号	第 号	有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
決定者	フリガナ 氏名	生年月日	年 月 日
	住所	電話番号 ()	
フリガナ 用登録に係る 児童氏名		生年月日	年 月 日
		続柄	

取消理由	
------	--

様式第6号（第10条関係）

日中一時支援事業事業者登録変更・中止届

年 月 日

桶川市長

所在地

申請者 事業者名

代表者名 ㊟

日中一時支援事業の事業者登録に係る変更・中止を次のとおり届け出ます。

変更・中止の理由		
変更の内容	変更前	変更後
備考		

※ 従業者が新たに追加となった場合は、従業者名簿を添付して下さい。

様式第7号（第11条関係）

日中一時支援事業利用登録変更・中止届

年 月 日

桶川市長

申請者 住所
氏名

㊞

日中一時支援事業の利用登録に係る変更・中止を次のとおり届け出ます。

申請者	フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日	
	住所	電話番号 ()			
利用登録に係る児童氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日	
			続柄		
身体障害者手帳	有(第 号) 無	療育手帳	有(第 号) 無	精神保健福祉手帳	有(第 号) 無
難病等病名					
更生相談所、児童相談所等の判定・診断の有無	有 ・ 無 (判定機関名) (判定年月日 昭・平 年 月 日)				

変更事項	変更前	変更後
氏名		
住所		
その他		
備考		

様式第8号（第11条関係）

日中一時支援事業利用決定通知再交付申請書

年 月 日

桶川市長

申請者 住 所

氏 名

㊞

日中一時支援事業利用登録決定通知書の再交付を受けたいので次のとおり申請します。

決 定 番 号	第	号		
決 定 者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
	住 所	電話番号 ()		
フリガナ		生年 月日	年 月 日	
利用登録に係 る児童氏名		続柄		

再 交 付 の 理 由	
-------------	--

様式第1号（第5条関係）

（平成27告示116・一部改正）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第7条関係）

（平成26告示81・一部改正）

様式第4号（第7条関係）

様式第5号（第8条関係）

様式第6号（第10条関係）

様式第7号（第11条関係）

（平成26告示81・一部改正）

様式第8号（第11条関係）